



有効な本人確認書類

顔写真のある書類をお持ちの方 → 以下のうち1点提出

運転免許証、運転経歴証明書、特別永住者証明書、在留カード、旅券(パスポート)、
マイナンバーカード(個人番号カード)、各種福祉手帳、障害者手帳、住民基本台帳カード、
官公庁が発行した氏名・住所・生年月日の記載があるもの(有効期限がない場合は作成後6か月以内)

顔写真のない書類をお持ちの方 → 以下のうち、A群1点以上を含む2点提出

A群	各種健康保険資格確認書、介護保険証等、各種年金手帳、各種福祉手帳、母子健康手帳、 印鑑証明書(発行から6か月以内)
B群	※ 全て発行日から3か月以内のもの、有効期限表示があるものは期限内のもの 住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書(取引に実印を使用しない場合)、 戸籍謄本・抄本(附表の写が添付されているもの)、官公庁が発行した氏名・住所・生年月日の 記載があるもの、公共料金の領収書、国税・地方税の領収書、社会保険料の領収書等

※ 本人確認書類では、「氏名」「住所」「生年月日」が確認できる書類をご提出ください。



よくある質問

最新QAは市のHPへ→

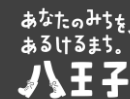


- Q** 非常勤で勤務していますが、対象になりますか。
- A** なります。ただし、派遣社員など市内事業所に直接雇用されていない場合は対象外です。
- Q** 初任者研修と実務者研修を受講するのですが、どちらも申請することはできますか。
- A** できます。1人につき、各資格区分で1回ずつ申請可能です。
- Q** 事業所が資格取得費用の一部を負担してくれました。この場合補助されますか。
- A** かかった費用から補助された額を引いた金額を補助の対象とします。
- Q** 他市の事業所から市内に転職したのですが、「新規採用者枠」に該当しますか。
- A** 該当します。なお市内事業所から市内事業所への転職の場合は該当しません。
- Q** クレジットカード払いのため、領収書がありません。
- A** 申請には領収書が必要ですので、支払先に領収書の発行を依頼してください。

問い合わせ

八王子市 福祉部高齢者いきいき課 元気応援担当 (〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1)

☎ 042-620-7243(直通) 📠 042-623-6120 📧 kaigoshikaku@city.hachioji.tokyo.jp



令和7年度(2025年度) 八王子市 介護人材資格取得支援事業補助金

初任者研修・実務者研修・介護福祉士

介護の資格取得に
かかった費用を補助します

2つの区分で、地域を支えるあなたを応援！

新規就労者枠



新たに市内で働き始めた方

ステップアップ枠



新たに資格を取得した方

受付
期間

令和7年4月21日(月)～令和8年3月31日(火)
ただし、電子申請は4月14日(月)から先行受付

留意
事項

予算額に達した場合は、その時点で終了となりますのでご了承ください。
同日に到達した申請については、電子申請を優先して受け付けます。

お急ぎなら
電子申請が
オススメ!

条件の詳細や申し込み方法は中面をご覧ください

申請の手引き

ぜひ便利な電子申請をご利用ください

交付条件

共通条件 A～Dのすべてを満たすことが必要です

A 対象となる資格を取得

B 市内介護保険サービス事業所(右ページ下段)に、介護職員として3か月続けて勤務

※ 例えば4月1日に就労した場合、6月30日から申請できます

※ 就労先や就労日にかかる事実確認は、市から事業者あてに実施します

※ 介護職員には、配膳、掃除等を行う補助職も含まれます

(ただし、要介護者と直接接する業務であることが条件です)

C 申請日時点で、Bの事業所に継続して勤務

D 同じ資格で他の公的な補助(教育訓練給付金等を含む)を受けておらず、今後も受けない

新規
就労者枠

令和6年10月2日以降に就労した方

※ 就労から過去1年間に市内事業所で勤務した方を除く。

ステップ
アップ枠

令和7年1月1日以降に資格を取得した方

補助上限額



市内での就労を応援するため、「新規就労者枠」を設けて新たに働き始めた方の補助上限額を増額しました。

- 初任者研修 … 新規就労者枠：100,000円 / ステップアップ枠：50,000円
- 実務者研修 … 新規就労者枠：150,000円 / ステップアップ枠：75,000円
- 介護福祉士 … 新規就労者枠：60,000円 / ステップアップ枠：30,000円

補助対象経費

初任者・実務者研修の受講料、講座指定の教材費

介護福祉士受験対策講座の受講料(指定の教材費、模試費用等)

介護福祉士受験手数料、介護福祉士登録手数料

以下の経費は補助対象外です
事業所が支払った費用
介護福祉士登録免許税(印紙代)
入学金・交通費
支払いに係る手数料

申請方法

① 八王子市のホームページから「資格補助」で検索、または右の二次元コードから電子申請サービスを開く。



② 必要事項を入力し、電子申請サービスから以下の書類をアップロード。

☐ 明細がわかる領収書の写し

※ 研修名、宛名、発行者、金額、日付、但書(研修名や支払いの対象がわかる内容)が記載されているものを提出してください。

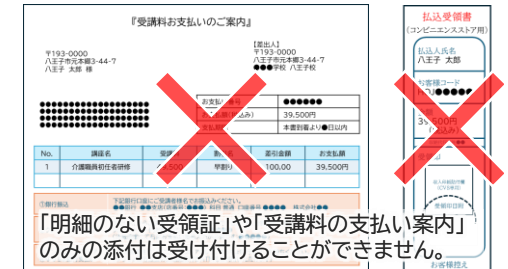
詳細は、市HP(右二次元コード)からご確認ください。



☐ 資格を証する書類の写し

(初任者・実務者研修修了証明書or介護福祉士登録証)

☐ 本人確認書類の写し(詳細は裏表紙参照)



③ 入力内容を確認後、「送信」ボタンをクリック

申請後

電子申請を使えない方は、上記の②に加えて以下の書類を郵送または窓口でご提出ください(窓口の場合、本人確認書類は提示のみで可)。

- ☐ 第1号様式 交付申請書
- ☐ 第3号様式 支払金口座振替依頼書

システムに申請内容が登録されると、自動送信メール(到達通知)が届きます。

その後、市で申請内容を確認し、不備があれば原則的に電子メールでご連絡します。

内容に問題がなければ、概ね申請から3週間以内に交付決定通知書を郵送し、

申請から1か月を目安に指定の口座に補助金を振り込みます。

対象となる介護保険サービスの種類

※ 住宅型有料老人ホーム、訪問看護、病院、障害福祉サービス事業所等において介護保険サービスを提供していない場合は対象になりません。

・訪問介護

・訪問入浴介護

・通所介護

・通所リハビリテーション

・短期入所生活介護

・短期入所療養介護

・特定施設入居者生活介護

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護

・地域密着型通所介護

・認知症対応型通所介護

・小規模多機能型居宅介護

・認知症対応型共同生活介護

・地域密着型特定施設入居者生活介護

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・看護小規模多機能型居宅介護

・介護予防訪問入浴介護

・介護予防通所リハビリテーション

・介護予防短期入所生活介護

・介護予防短期入所療養介護

・介護予防特定施設入居者生活介護

・介護予防認知症対応型通所介護

・介護予防小規模多機能型居宅介護

・介護予防認知症対応型共同生活介護

・介護老人福祉施設

・介護老人保健施設

・介護医療院